

2021年9月16日

NFT スカラシップ、Yield Guild Games と日本法

創・佐藤法律事務所
弁護士 斎藤 創
s.saito@innovationlaw.jp
同 浅野 真平
s.asano@innovationlaw.jp

本稿では、Non Fungible Token(NFT)のスカラシップ(奨学金)及び [Yield Guild Games](#)(YGG)に関する法規制を検討します。

なお、NFT スカラシップ及び YGG は主として海外法準拠で海外を中心に運営されていると思われ、日本居住者が関与しない限り日本法は無関係です。本稿では、仮に類似の仕組みを日本で導入する場合、どのような法律が適用されるか、という観点から、NFT スカラシップ及び YGG を分析するものです。

参考:当事務所では別途、NFT や暗号資産ファンド等に関連する以下の記事を掲載しておりますので、ご関心ある方はあわせてご参照下さい。

- (1) 「ブロックチェーンゲームにおける“play-to-earn”の法的検討」(2021年9月2日付)
<https://innovationlaw.jp/play-to-earn-2/>
- (2) 「コラム - 多数枚を発行する NFT の暗号資産該当性について」(2021年6月29日付)
<https://innovationlaw.jp/issue-multiple-nft/>
- (3) 「NFT : 日本のマーケット状況、各団体のガイドライン、日本の規制」(2021年4月27日付)
<https://innovationlaw.jp/nft-market-and-guidelines/>
- (4) 「NFT ブームへの注視 - デジタルアートとノンファンジブルトークン」(2021年3月31日付)
<https://innovationlaw.jp/nft-buyer-beware-jp-2/>
- (5) 「イールドファーミング/リクイディティマイニング/Compound と日本法」(2020年7月31日付)
<https://innovationlaw.jp/yield-farming-and-liquidity-mining-in-japan/>
- (6) 「日本のファンド(集団投資スキーム)規制」(2020年6月30日付)
<https://innovationlaw.jp/funds-regulation-japan/>
- (7) 「仮想通貨ファンドについて」 (2018年6月1日付)
<https://innovationlaw.jp/virtual-currency-funds/>

I NFT スカラシップ

(1) 概要

NFT スカラシップ(奨学金)とは、play-to-earn(ゲームで稼ぐ)可能なブロックチェーンゲームにおいて、NFT 保有者(マネージャー)がプレイヤー(スカラー)に NFT を貸し出し、当該 NFT を利用してゲームプレイで得た利益をマネージャーとスカラーでシェアする仕組みを意味します。デジタルペット NFT の育成バトルゲーム『[Axie Infinity](#)』で主に利用されている仕組みであり、その他トレーディングカード NFT のバトルゲームである『[Job](#)

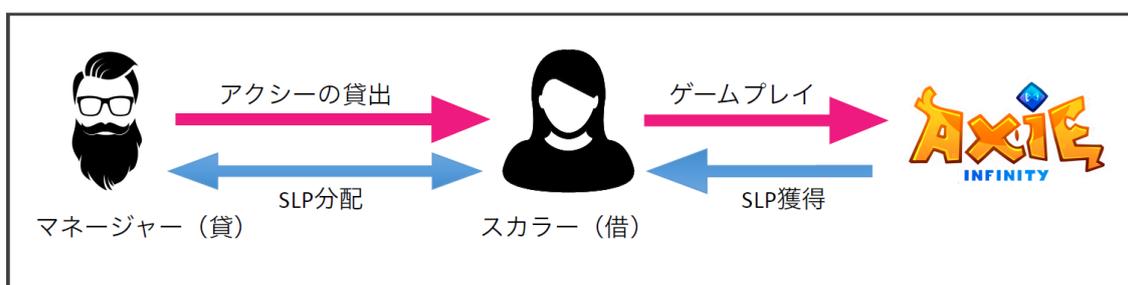
『Tribes』においてもスカラースhipシステムの実装計画が発表されています¹。NFT スカラースhipにより、マネージャーが複数のスカラーに NFT を貸し出す等して、自らゲームプレイすることなく効率的に稼ぐことが可能となり、NFT を自ら獲得できない者にとってもスカラーになることで play-to-earn ができるようになるという相互協力的な収益モデルを実現しています。

(2) Axie Infinity のスカラースhip

Axie Infinity を始めるには先ずデジタルペット NFT である Axie を 3 体購入する必要があります。購入には 2021 年 8 月現在で 1000 ドル以上のコストが必要です。このようなエントリーハードルが高いゲームにも関わらず、プレイヤー数が急増している要因に、スカラースhipの存在があります。Axie Infinity のスカラースhipでは、スカラーが Axie Infinity をプレイすることにより、ゲーム内通貨である Smooth Love Potion(SLP)というトークンを稼ぎ、それをマネージャーとの間で分配します。

Axie Infinity におけるスカラースhipの方法

- ①マネージャーがスカラーに貸し出すアカウントと Axie を用意。
- ②コミュニケーションアプリ [Discord](#) 等でスカラー候補を見つける。
- ③スカラー候補との間でスカラースhipを実施する内容の契約を締結。
- ④スカラーに Axie Infinity をプレイさせて、マネージャーが SLP を獲得。マネージャーは獲得した SLP を分配。
- ⑤なお、スカラーが有する情報ではスカラーはゲームのプレイは出来るものの、Axie の売却処分等はできないことが通常のような。



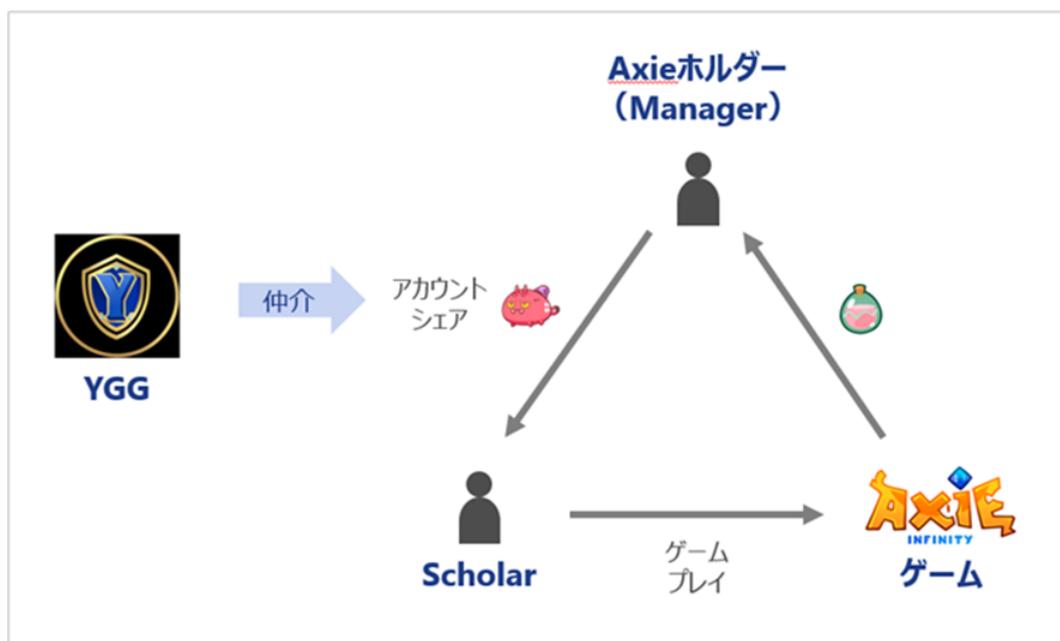
画像出典: CT Analysis NFT 『Axie Infinity の概要と動向の調査レポート』 p7(<https://cryptotimes.jp/ctanalysis-nft-1/>)

(3) YGG によるスカラースhip仲介制度

複数の NFT ゲームのコミュニティ(ギルド)を束ねる Yield Guild Games(YGG)と呼ばれるプロジェクトは、Axie Infinity のマネージャーとスカラーとの仲介サービスを提供し、報

¹ Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. 「JobTribes_スカラースhip(β版)について」
<https://jobtribes.playmining.com/news/8232/>

酬として SLP を獲得します。以下、II で YGG の概要を紹介します。



画像出典: NFTnavi「世界 No.1NFT ゲーム「Axie Infinity」の人気の秘密に迫る！急成長を支える仕組みとは？」<https://nftnavi.net/no1-nftaxie-infinity/>

II YGG

(1) NFT の取得・運用の DAO

YGG は、投資家等から出資を募り、NFT を取得・運用することで、利益を獲得する自律分散型組織(DAO)です。

YGG は、『Axie Infinity』におけるスカラシップ仲介の他、『[The Sandbox](#)』、『[League of Kingdoms](#)』などのメタバースやゲーム内でアイテムとして用いられる NFT の売買や、レンディング等で play-to-earn により利益を獲得しており、それを投資家等に分配しています。今後、投資対象を他のブロックチェーンゲームにも拡大する方針を掲げています。

(2) 組織運営

YGG の組織運営は、DAO の仕組みが採られており、YGG トークン保有者の提案と投票により意思決定がなされ、これに基づきスマートコントラクトで自動執行がなされています。また、特定のゲームタイトルや、YGG の特定の活動に焦点を絞って組成された SubDAO が存在し、SubDAO のトークンの一部が YGG のメインギルドに提供されるなど、重層的な組織により運営がなされています。

出資者らに配られる YGG トークンは、[Uniswap](#)、[SushiSwap](#)、[Huobi](#) 等で他の暗号資産と交換可能であることに加え、YGG トークン保有者は、YGG が提供する Vault に YGG トークンをステーキングすることで報酬トークンを得ることもできます。

III スカラーシップ、YGG の法的検討のまとめ

NFT スカラーシップを実施する場合にはスカラーとマネージャーとの間で適切な契約を締結する必要があります。また、NFT に投資するファンドを組み合わせる場合には、金融商品取引法等の法規制の検討を必要とする場合があります。以下そのまとめです。

[スカラーシップについて]

- NFT のスカラーシップには、NFT の使用料をスカラーから獲得する貸借型、スカラーから役務の提供を受ける役務型、マネージャーとスカラーが play-to-earn の共同事業を行うファンド型などのタイプが考えられる。現在のスカラーシップ²は、NFT の使用权を貸借した上、一定の時間のゲームプレイや一定程度の SLP の取得ノルマを課すといった貸借型と役務型の複合的な契約のように思われる。
- NFT は金銭でも暗号資産でもなく、貸借型、役務型、ファンド型、いずれによっても NFT スカラーシップの規制はないと考える。
- NFT スカラーシップの仲介行為は、NFT が金銭にも暗号資産にも該当しないため、業規制の対象にはならないと考えられる。

[YGG による NFT 投資について]

- 投資家の出資金を NFT に投資するようなビジネスモデルは、集団投資スキーム持分の取得勧誘行為として第二種金融商品取引業や適格機関投資家等特例業務の規制の対象となる可能性がある。また投資家の権利をトークン化して販売する場合には、電子記録移転権利となり開示規制については第一種金商業の、取得勧誘行為については第二種金商業の規制にそれぞれ服する可能性がある。
- (現在は必ずしもそのような体制ではないと思われるが)上記が完全に DAO により実行される場合には金融商品取引業等を行う「者」が存在しないとして、規制の対象外となる可能性がある。
- NFT に投資して運用する行為は、「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資」には該当しないため投資運用業等の規制の適用はなく、また、投資目的での NFT の売買も暗号資産交換業の規制の適用はない。

IV 各法規制の具体的な検討

1 NFT スカラーシップの法的性質

NFT スカラーシップは Discord 等を使用して、個別に口約束等で行われており、法的構成も準拠法も明らかではない場合が多いと思われます。この点、NFT スカラーシップを日本で導入する場合や、日本法で解釈する場合、以下のような構成が考えられます。

² 「Axie Infinity Scholarship の始め方」https://note.com/qaz_bga/n/n60312dea2d75

(1) 貸借型

マネージャーがスカラーに対して Axie を使用及び収益させることを約束し、その使用料として一定の金額を支払うことと、契約終了後に Axie を返還することを約束する場合には、賃貸借(民法 601 条)類似の無名契約³が成立しているものと考えられます。

当該契約に賃貸借の規定が類推適用される場合には、スカラーによる第三者への Axie の転貸禁止(民法 612 条 1 項)などが生じ、契約期間を定めなかった場合には解約の申し入れから 1 日経過後に契約終了することになると思われませんが(民法 617 条 1 項 3 号)、無名契約である以上、民法のいずれの規定が適用されるかは不明確であるため、可能な限り契約においてルールの特明瞭化を図る必要が特にあるように思われます。

更に、Axie の使用には著作権法上の「利用」⁴のような権利者保護のための制約がなされているわけではないので、契約中で使用方法(例えば、提供する Axie のパラメータの内容、第三者への譲渡禁止、Axie の交配禁止 等)についても適切な制限を加える必要があります。

(2) 役務型

マネージャーがスカラーに対して、Axie Infinity の 1 ヶ月の最低プレイ時間を指定したり、毎日のデイリークエストやログインボーナス取得を指示したり、ブリーディングにより特定の数値を上回るパラメータの Axie を作成する指示をしたり、アドベンチャーモードやアリーナプレイの実施回数を指定したりと、特定の業務の履行を求める場合があります。または、特定の期間に一定の数量の SLP を稼ぐことを求める場合もあります。

このように、特定の事務の処理や仕事の完成をすることをスカラーが約し、これに対してマネージャーが報酬を支払うことを約する場合には、準委任契約(民法 656 条)又は請負契約(民法 632 条)が成立することが考えられます。これらの場合、スカラーには SLP の引渡義務(民法 632 条、646 条)が生じ、マネージャーはスカラーに仕事の完成を求めることができること等(民法 559 条・562 条)が考えられます。

現在、行われている Axie のスカラーシップでは、サブアカウントを設定し、そのサブアカウントで一定の時間のゲームプレイや一定程度の収益を上げることを求める契約にもとづき、一旦スカラーに入った収益の SLP がマネージャーに渡り、マネージャーが報酬をスカラーに渡す、という仕組みと思われれます。これは、イメージとしては、農地を小作人に貸して/耕させて収益を上げる契約とも比較することができ、利用権の貸借と労働力の提供契約の中間的な契約と考えることができるのではと思われれます。

(3) ファンド型

マネージャーが Axie を現物出資し、スカラーが play-to-earn を実施する形で労務を提供

³ 賃貸借はその目的物が有体物(民法 85 条)に限られることから、無体物である Axie を目的とすることはできません。

⁴ 著作権法は、21 条から 28 条において、文書や画像などの著作物につき、原則として著作権者の許諾が無ければなしえない行為の類型を「利用」として定めています。

することを約したうえ、利益を両者で分配するという仕組みを取ることににより、スカラシップ契約を任意組合(民法 667 条)や匿名組合(商法 535 条)として構成することもあり得るものと思われます。

例えば任意組合の場合、マネージャーが Axie を出資し、スカラを業務執行者(民法 670 条 2 項)と定めて play-to-earn をさせる場合等が想定されます。この場合、マネージャーは業務執行権を失うものの、スカラの業務の状況を検査する権利を有します(民法 673 条)。

なお、任意組合では、当事者の債務不履行を理由として契約を解除することができないため(民法 667 条の 2 第 1 項)、スカラが play-to-earn を適切に行わないような場合には、組合の解散請求(民法 683 条)等を行うことになります。その他、業務執行組合員となったスカラは、正当な事由が無ければ辞任することができない(民法 672 条 1 項)などの規定の適用があります。

	マネージャーの権利・義務	スカラの権利・義務	その他
貸借型	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の使用料の支払請求権 ・Axie を使用収益させる義務 ・Axie が契約で定めた内容に適合しない場合の代替物の送付義務等 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了時の Axie 返還義務 ・善良な管理者の注意による Axie の保存義務 ・Axie の転貸禁止 ・使用料の減額請求権等 	<ul style="list-style-type: none"> ・存続期間を定めた場合にはその満了により契約終了し、存続期間の定めのない場合には、当事者による解約申し入れ後1日の経過をもって終了する等
役務型	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬の支払義務 ・Axie を使用させる義務 ・スカラの義務の未履行に関する追完請求権、報酬減額請求権等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の事務の処理や仕事の完成をする義務 ・取得した SLP の引渡義務 ・履行不能時の既履行部分の報酬支払請求権等 	<ul style="list-style-type: none"> ・存続期間を定めた場合にはその満了により終了 (請負の場合) ・マネージャーはスカラの損害を賠償する等していつでも契約解除可能 (準委任の場合) ・各当事者は原則としていつでも契約解除可能 等
ファンド型	<ul style="list-style-type: none"> ・Axie の現物出資義務 ・業務の状況を検査する権利 ・利益分配請求権 ・組合解散請求権 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・労務の出資義務 ・特定の事業を行う義務等 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の目的である事業の成功又はその成功の不能、存続期間の満了その他契約で定めた解散事由の発生により解散 ・清算による残余財産については、各組合員の出資の価額に応じて分割 等

2 NFT スカラシップに関する業規制

スカラシップに関する業規制としては、主に、貸借型については貸金業の規制が、ファンド型については金商業の規制が、それぞれ検討対象になるものと思われます。

なお、現在、スカラシップとして主に用いられていると思われる役務型については、特段問題となるような業規制はありません。

(1) 貸金業規制

①概要

貸金業とは「金銭の貸付又は金銭の貸付の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)」を意味し(貸金業法 2 条 1 項)、貸金業を行うためには登録を受ける必要があります(貸金業法 3 条 1 項)。

②NFT スカラシップについて

ゲームプレイヤーへの NFT の貸付が貸金業に該当しないかが問題となりますが、NFT は、金銭にも通貨建資産にも該当しないデジタルデータであるため、これを業として貸付けでも「貸金業」には該当しないと考えられます。

(2) 金商業規制

①概要

金商法では、金融商品取引に関する広範な行為(金商法 2 条 8 項)を金融商品取引業と捉えて、その事業を行うための包括的な登録制度(金商法 29 条)を採用しています。そのため、例えば、いわゆる集団投資スキーム持分である「出資した金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む)を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利」(金商法 2 条 2 項 5 号)の取得勧誘をする場合には、第二種金商業(金商法 28 条)の登録が求められます。

②NFT スカラシップについて

マネージャーがその保有する NFT をスカラに出資する場合にも金商業としての規制が適用されるかについては、NFT が「金銭(これに類するものとして政令で定めるもの)」(金商法 2 条 2 項 5 号、金商法施行令 1 条の 3、金商定義府令 5 条)には該当しないため、NFT を出資しても集団投資スキーム持分には該当せず、金商業としての規制は適用されないこととなります。

3 YGG モデルに関する業規制

(1) YGG によるスカラシップの仲介について

YGG は、マネージャーとスカラとのスカラシップに関する仲介サービスを提供して

います。これについては、上記 IV 2 のとおり NFT スカラーシップが貸金業にも金商業にも該当しないことから、これを仲介するビジネスを提供したとしても特段の規制は及ばないものと思われます。

(2) YGG による出資の勧誘について

YGG は、2021 年 8 月 19 日の[公式ブログ](#)にて大手ベンチャーキャピタルのアンドリーセン・ホロウィッツ(a16z)等から、460 万ドルの資金調達を実施したことを公表するなど、複数の投資家から資金調達を行ったうえ、NFT に投資を行い、その収益を投資家に対して分配しているようです。日本で取得勧誘を行った場合には、このようなビジネスにより投資家が取得することとなる権利は集団投資スキーム持分(金商法 2 条 2 項 5 号)に該当することがあるものと思われます。そして、集団投資スキーム持分の取得勧誘を行う場合には、第二種金融商品取引業の登録(金商法 28 条 2 項 1 号・2 条 8 項 7 号、29 条)や適格機関投資家等特例業務の届出(金商法 63 条)が必要になります。また、この権利がトークン化して販売されている場合には、電子記録移転権利(金商法 2 条 3 項)として、第一項有価証券としての開示規制が課せられることとなります(金商法 3 条 3 号ロ)、その取得勧誘行為については、引き続き第二種金商業の登録が必要となります。

もっとも、(今現在は必ずしもそのような状況ではないのではとも思われますが)集団投資スキーム持分の取得勧誘が、完全に DAO により実施され、中央集権的な管理者がない場合には、金融商品取引業等を行う「者」が存在せず、業規制の対象外となる可能性があるように思われます。そのため、NFT への投資ビジネスを実施の際には、集団投資スキーム持分の取得勧誘行為についての運営者がいないかを慎重に検討する必要があります。

なお、専ら NFT を投資対象とするファンドについては、主として有価証券に投資するファンドではないため、開示義務(金商法 4 条等)は課されません。

(3) NFT への投資運用に関する法規制

YGG のように投資対象が、専らメタバースやゲーム内でアイテムとして用いられる NFT である場合には、「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資」(金商法 2 条 8 項 12 号ロ)には該当しないため、投資運用業(金商法 28 条 4 項 1 号)の規制の適用はないと思われます。

また、NFT に投資をする行為が暗号資産交換業(資金決済法 2 条 7 項)に該当しないかについても、NFT が通常暗号資産ではないことや⁵、暗号資産について投資目的で売買を行う行為は「業として」売買を行っているとは一般的に考えられないので⁶、NFT への投資行為は

⁵ 金融庁は「ブロックチェーンに記録されたトレーディングカードやゲーム内アイテム等は、1 号仮想通貨と相互に交換できる場合であっても、基本的には 1 号仮想通貨のような決済手段等の経済的機能を有していないと考えられますので、2 号仮想通貨には該当しないと考えられます」と回答しています(2019 年 9 月 3 日パブコメ No.4)。

⁶ 2017 年 3 月 24 日パブコメ No.94、No.95。

暗号資産交換業にも該当しないものと思われます。

留保事項

本稿の内容は関係当局の確認を経たものではなく、法令上、合理的に考えられる議論を記載したものにすぎません。

NFT スカラシップや Axie Infinity、YGG に関する情報は、[Axie Infinity 公式ホワイトペーパー](#)や [YGG 公式ホワイトペーパー](#)、各種記事の内容を参考に記載したものであり、内容の正確性は保証できず、実際の事実関係により分析結論は異なりえます。また、当職らの現状の考えに過ぎず、当職らの考えにも変更があります。

本稿は、NFT スカラシップ、Axie Infinity、YGG その他のブロックチェーン関連サービスの利用を推奨するものではありません。

本稿は議論用に纏めたものに過ぎません。具体的案件の法律アドバイスが必要な場合には各人の弁護士等にご相談下さい。

以上